

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
<u>総務管理部法務文書</u> <u>新潟市中央区女池南3丁目1番2号</u>	<u>県民生活・環境部ス</u> <u>南魚沼郡湯沢町大字神立</u>
<u>課歴史公文書室</u> <u>目1番2号</u>	<u>スポーツ課湯沢駐在所</u> <u>300番地</u>
(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)